



環 政 第 712 号
令和6年 11 月 28 日

沖縄県知事 殿

沖縄県知事 玉城 康裕



主要地方道南風原知念線（地域高規格道路 南部東道路）整備事業に係る
事後調査報告書（令和5年度）について

令和6年8月29日付け南土第1390号で送付されたみだしの事後調査報告書について、
沖縄県環境影響評価条例（平成12年沖縄県条例第77号）第39条第1項の規定により、別
添のとおり環境の保全について適正な配慮がなされるための措置を講ずるよう求めま
す。

(別添)

主要地方道南風原知念線（地域高規格道路 南部東道路）整備事業に係る
事後調査報告書（令和5年度）に対する環境保全措置要求

1 赤土等による水の濁りについて

- (1) 本事業の環境影響評価書における環境保全措置では、濁水最終処理対策装置から排出される濁水の浮遊物質量（SS）は25 mg/L 以下とされているが、「R4 南部東道路改良工事（5工区－2）」において濁水最終処理対策装置からの放流水のSSが25 mg/Lを上回っている。

ついては、今回放流水のSSが25 mg/Lを超過した原因や今後の事業の実施状況等を踏まえ、濁水最終処理対策装置からの放流水のSSが25 mg/Lを超過しないよう適切に処理すること。

- (2) 濁水最終処理対策装置からの放流水が基準値超過した工事箇所と、河川等の濁りの状況（SS 値）や河川等における赤土等の堆積状況（SPRS 値）が工事前よりも高い値となった地点との関連性について考察が示されていない。

ついては、濁水最終処理対策装置からの放流水の基準値超過が確認された場合は、河川等の濁りの状況（SS 値）や河川等における赤土等の堆積状況（SPRS 値）の事後調査の結果と事業による影響との関連性についても考察した上で、必要に応じて、適切な環境保全措置を講じること。

2 陸域動物について

- (1) 重要な陸産貝類の移動に当たっては、あらかじめ移動先及びその周辺におけるヤエヤママドボタルの有無を確認し、同種の存在が確認された場合には、同種の存在が確認されない別の場所に移動先を変更するなど必要な措置を講ずること。

- (2) クロイワトカゲモドキの生息地の改変について、クロイワトカゲモドキは捕獲しての移動が困難であることから、代替生息地に向けて徐々に工事区画を広げる方法によりクロイワトカゲモドキが代替生息地へ移動するように促す等、クロイワトカゲモドキの保全を図ること。

- (3) 本地域は、国内希少野生動植物種に指定されているイボイモリが生息する可能性が高いと考えられることから、改変範囲の再踏査の際には十分な生息確認調査を実施すること。

- (4) オキナワコキクガシラコウモリが発見された小規模な洞窟は、一時的なレスティングサイトと考えられるが、改変の際には、洞窟深部におけるコウモリの有無やグアノの堆積量等を確認しながら工事を行い、多数のコウモリや多量のグアノが確認された場合は、専門家等の助言を踏まえ、必要に応じて追加の環境保全措置を講ずること。

- (5) 工事中に設置する進入防止柵について、一部の地点で進入防止柵のシート下部のめくれを確認してから修復までに1か月以上時間を要していることから、進入防止柵の異常が確認された場合には、早急に修復すること。